



佐賀県公報

平成19年
6月8日
(金曜日)
第 12914号

により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり
指定した。

平成十九年六月八日

佐賀県知事 古川 康

1

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (三一三・地域福祉課) 一
- 生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の
指定 (三一四・〃) 二
- 生活保護法に基づく介護予防を担当させる機関の指定 (三一五・〃) 二
- 生活保護法に基づく介護予防支援計画の作成を担当させる機関の
指定 (三一六・〃) 三
- 生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称の変更 (三一七・〃) 四
- 生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称及び所在地並び
に開設者の名称及び所在地の変更 (三一八・〃) 五
- 生活保護法に基づく指定介護機関の休止 (三一九・〃) 六

- 漁船損害等保障法に基づく普通損害保険の付保義務発生 (三二〇・生産者支援課) 六
- 土地改良区役員の就退任届 (農地整備課) 六
- 参議院議員通常選挙の佐賀県選出議員選挙における立候補届出事
務についての説明会 (告示・四九) 七
- 佐賀県警察遺失物管理システムの借り入れに係る一般競争入札 (公告) 七
- 告 示

- 佐賀県告示第三百十三号
- 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定

七	六	五	四
(一)	(一)	(一)	(一)
所在地 唐津市双水二千六百九十番地十九 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 株式会社アテイン	所在地 唐津市双水二千六百九十九番地十九 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 株式会社アテイン	所在地 唐津市双水二千六百九十九番地十九 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 株式会社アテイン	所在地 多久市多久町二千百八十九番地七 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ホーム西渓デイサービス
指定年月日 平成十九年四月一日	指定年月日 平成十九年四月一日	指定年月日 平成十九年五月一日	指定年月日 平成十九年五月一日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 特定非営利活動法人ケアサポートまんねん	申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 特定非営利活動法人ケアサポートまんねん	申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人敬愛会	申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 デイサービスシルバーケア吉野ヶ里
所在地 唐津市久里五百十六番地五 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 小規模多機能型居宅介護事業所いきいきライフゆとり館	所在地 唐津市久里五百十六番地三 サービスの種類 小規模多機能型居宅介護	所在地 佐賀市三瀬村三瀬三十八番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスシルバーケア吉野ヶ里	所在地 神埼郡吉野ヶ里町大字吉田千四百九十三番地一 サービスの種類 通所介護
指定年月日 平成十九年三月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 唐津市	所在地 唐津市西城内一番一号 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 唐津市宝寿荘ヘルパーステーション	所在地 佐賀市三瀬村三瀬三十八番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスシルバーケア吉野ヶ里	所在地 多久市多久町二千百八十九番地七 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ホーム西渓ケアマネジメントサービス
指定年月日 平成十九年一月一日	所在地 唐津市呼子町殿ノ浦七百九十七番地二十三 サービスの種類 訪問介護	指定年月日 平成十九年六月八日	指定年月日 平成十九年六月八日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 唐津市呼子町殿ノ浦七百九十七番地二十三 サービスの種類 訪問介護	所在地 唐津市呼子町殿ノ浦七百九十七番地二十三 サービスの種類 訪問介護	所在地 唐津市呼子町殿ノ浦七百九十七番地二十三 サービスの種類 訪問介護

●佐賀県告示第三百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年六月八日

佐賀県知事 古川 康

康

一 (一) 指定年月日 平成十九年一月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人NPOサンガム
所在地 多久市多久町二千百八十九番地七

サービスの種類 訪問介護

指定年月日 平成十九年一月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 ホーム西渓ケアマネジメントサービス
事業所の名称及び所在地

二 (一) 所在地 多久市多久町二千百八十九番地七
指定年月日 平成十九年五月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人敬愛会

所在地 佐賀市三瀬村三瀬三十八番地一
事業所の名称及び所在地

(三)

名称 居宅介護支援事業所シルバーケア吉野ヶ里

所在地 神埼郡吉野ヶ里町大字吉田千四百九十三番地一

●佐賀県告示第三百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年六月八日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 指定年月日 平成十九年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 あいサポートこころ株式会社

所在地 佐賀市与賀町西精小路千三百五十九番地

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 あいサポートこころ

所在地 佐賀市与賀町西精小路千三百五十九番地

サービスの種類 介護予防訪問介護

指定年月日 平成十九年二月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人輝文会

所在地 佐賀市諸富町大字為重百十五番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 恵比寿通所リハビリテーション
所在地 佐賀市諸富町大字為重百十五番地二
サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション

(二) (一) 所在地 佐賀市木原三丁目二番十一号
事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスセンター好日苑
所在地 佐賀市木原三丁目二番十一号

サービスの種類 介護予防通所介護
所在地 佐賀市木原三丁目二番十一号

名称 株式会社アテイン
所在地 唐津市双水二千六百九十番地十九

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 株式会社アテイン
所在地 唐津市双水二千六百九十番地十九

サービスの種類 介護予防訪問介護
指定年月日 平成十九年四月一日

(二) (一) 所在地 唐津市久里五百十六番地五
申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人ケアサポートまんねん
所在地 唐津市久里五百十六番地五

事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 小規模多機能型居宅介護事業所いきいきライフゆとり館
所在地 唐津市久里五百十六番地三

五

四

三

九	八	七	六
(一)	(一)	(二)	(一)
(二)	(二)	(三)	(二)
所在地 多久市多久町二千百八十九番地七 サービスの種類 介護予防通所介護 指定年月日 平成十八年九月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 唐津市西城内一番一号 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 唐津市 所在地 唐津市呼子町殿ノ浦七百九十七番地二十三 サービスの種類 介護予防訪問介護 指定年月日 平成十九年三月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 唐津市宝寿荘ヘルパーステーション 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 唐津市 所在地 唐津市西城内一番一号 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 唐津市宝寿荘デイサービスセンター 所在地 唐津市呼子町殿ノ浦七百九十七番地二十三 サービスの種類 介護予防通所介護 指定年月日 平成十九年一月一日	所在地 小城市牛津町牛津七百三十四番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 村岡内科デイサービスセンター 所在地 小城市牛津町牛津六百三十番地九 サービスの種類 介護予防通所介護 指定年月日 平成十九年二月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
所在地 多久市多久町二千百八十九番地七 サービスの種類 介護予防通所介護 指定年月日 平成十八年九月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 唐津市西城内一番一号 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 唐津市 所在地 唐津市呼子町殿ノ浦七百九十七番地二十三 サービスの種類 介護予防通所介護 指定年月日 平成十九年三月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 唐津市宝寿荘ヘルパーステーション 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 唐津市 所在地 唐津市西城内一番一号 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 唐津市宝寿荘デイサービスセンター 所在地 唐津市呼子町殿ノ浦七百九十七番地二十三 サービスの種類 介護予防通所介護 指定年月日 平成十九年一月一日	所在地 小城市牛津町牛津七百三十四番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 村岡内科デイサービスセンター 所在地 小城市牛津町牛津六百三十番地九 サービスの種類 介護予防通所介護 指定年月日 平成十九年二月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
所在地 小城市牛津町牛津七百三十四番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 村岡内科デイサービスセンター 所在地 小城市牛津町牛津六百三十番地九 サービスの種類 介護予防通所介護 指定年月日 平成十九年二月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 烏栖市轟木町千五百二十三番地六 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 グループホーム「安心」しらかべ 所在地 三養基郡みやき町大字白壁二百四十四番地一 サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護 指定年月日 平成十九年五月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 烏栖市轟木町千五百二十三番地六 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 グループホーム「安心」しらかべ 所在地 三養基郡みやき町大字白壁二百四十四番地一 サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護 指定年月日 平成十九年五月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 烏栖市轟木町千五百二十三番地六 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 グループホーム「安心」しらかべ 所在地 三養基郡みやき町大字白壁二百四十四番地一 サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護 指定年月日 平成十九年五月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
所在地 小城市牛津町牛津七百三十四番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 村岡内科デイサービスセンター 所在地 小城市牛津町牛津六百三十番地九 サービスの種類 介護予防通所介護 指定年月日 平成十九年二月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	所在地 佐賀市三瀬村三瀬三十八番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスシルバーケア吉野ヶ里 所在地 神埼郡吉野ヶ里町大字吉田千四百九十三番地一 サービスの種類 介護予防通所介護	所在地 佐賀市三瀬村三瀬三十八番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスシルバーケア吉野ヶ里 所在地 神埼郡吉野ヶ里町大字吉田千四百九十三番地一 サービスの種類 介護予防通所介護	所在地 佐賀市三瀬村三瀬三十八番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスシルバーケア吉野ヶ里 所在地 神埼郡吉野ヶ里町大字吉田千四百九十三番地一 サービスの種類 介護予防通所介護

◎佐賀県告示第三百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年六月八日	佐賀県知事 古川康
(一) 指定年月日 平成十九年四月一日	
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	
名 称 社会福祉法人清水福祉会	
所在地 小城市小城町八百二十番地	
(三) 事業所の名称及び所在地	
名 称 小城市北部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所	
所在地 小城市三日月町長神田二千三百十二番地二	
二 (一) 指定年月日 平成十九年四月一日	
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	
名 称 社会福祉法人小城市社会福祉協議会	
所在地 小城市三日月町長神田二千三百十二番地六	
(三) 事業所の名称及び所在地	
名 称 小城市南部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所	
所在地 小城市芦刈町三王崎千五百二十二番地六	
平成十九年六月八日	
○佐賀県告示第三百十七号	
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があつた。	
新 二チイケアセンターさが	名 称
佐賀市鍋島三丁目十四番二十八 号	佐賀県知事 古川康
所在地	所在地
康	康
変更年月日	変更年月日
平成一九・ 四・一	平成一九・ 四・一
旧 アイリスケアセンターさが	

○佐賀県告示第三百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があつた。

平成十九年六月八日

佐賀県知事
吉川康

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の所在地	変更年月日
旧	新	旧	新
脊振村高齢者生活福祉センター	社会福祉法人神埼市社会福祉協議会	呼子町テイサー ビスセンター	唐津市宝寿荘 デイサービスセンターワン
脊振村高齢者生活福祉センター	社会福祉法人神埼市社会福祉協議会	東松浦郡呼子町大字殿ノ浦七百九十五番地二十三	唐津市呼子町殿ノ浦七百九十七番地二十三
広瀬五百三十二番	神埼郡脊振村大字	七番地二十三	唐津市
脊振村社会福祉協議会	社会福祉法人神埼市社会福祉協議会	神埼市脊振町広瀬五百三十二番地一	唐津市西城内一
脊振村社会福祉協議会	社会福祉法人神埼市社会福祉協議会	呼子町	番一号
字広瀬五百三十	神埼郡脊振村大	東松浦郡呼子町大字呼子千九百九十五番地一	平成一九年
四・一	平成一九・	三・一	

◎佐賀県告示第三百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称及び所在地並びに開設者の名称及び所在地を変更した旨の届出があつた。

旧	新	旧	新	旧
アイリストケアセンター唐津	二チイケアセンター唐津	アイリストケアセンター鳥栖	二チイケアセンター鳥栖	アイリストケアセンター佐賀みなみ
番地一	唐津市東新興町二千八百九十三	鳥栖市元町千三百七十六番地一	鳥栖市元町千三百七十六番地一	佐賀市本庄町袋百四十二番地一
"	"	"	"	"

●佐賀県告示第三百一十九号

生活保護法(昭和)「十五年法律第百四十四号」第五十四条の二第四項における準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関からの休止の届出があった。

平成十九年六月八日

佐賀県知事 古川 康

一 休止年月日 平成十九年二月一日

二 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二タ子三丁目百五十五番地四

三 事業所の名称及び所在地

名 称 唐津市社会福祉協議会居宅介護支援北波多事業所

所在地 唐津市北波多徳須恵千四百一十四番地一

●佐賀県告示第三百二十号

漁船損害等補償法(昭和)「十七年法律第二十八号」第二百十一一条の二第一項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第二百十一条第一項の規定による同意があつたものと認め。

平成十九年六月八日

佐賀県知事 古川 康

加入区

新有明加入区

○ 公 告

土地改良法(昭和)「四年法律第195号」第二十一条第一項の規定により、晴田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があつた。

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理 事	松本 綱男	小城市小城町畠田3997番地1	平成19年3月31日退任
"	福地 繁人	" " "	"
"	真子 茂弘	" " " 晴気3105番地	"
"	久本 源三	" " "	"
"	中尾 正秀	" " " 2403番地	"
"	相原 治信	" " " 畑田3718番地	"
"	北島 英敏	" " " 5082番地	"
"	松永 裕徳	" " " 晴氣1375番地2	"
"	北島 雅義	" " " 1832番地	"
"	久本 雅三	" " " 1687番地	"
"	玉田 康之	" " " 334番地	"
監 事	相原 一郎	" " " 604番地	"
"	真子 雅允	" " " 3112番地	"
"	原 輝男	" " " 3383番地1	"
理 事	森永 三弘	" " " 3382番地	平成19年4月1日就任
"	中尾 茂	" " " 1531番地5	"
"	松本 清秀	" " " 畑田3998番地	"
"	真子 広司	" " " 晴氣3079番地	"
"	松本 利實	" " " 3019番地5	"
"	北島 芳紀	" " " 2621番地1	"
"	岡本 要逸	" " " 697番地3	"
"	五郎川俊朗	" " " 1576番地1	"
"	松永 義治	" " " 2036番地	"

" 林 安廣 "	" "	" 1436番地 "	" "	(2) 借入物品の使用その他の明細 入札説明書による。
" 北島 政利 "	" "	" 2350番地1 "	" "	
" 中尾 康博 "	" "	" 328番地 "	" "	(3) 借入期間 平成19年11月1日から平成25年10月31日まで(72か月)
" 監事 中尾嵩任 "	" "	" 620番地イ "	" "	
" 真子 久義 "	" "	" 2936番地1 "	" "	(4) 納入場所 佐賀市松原一丁目1番16号
" 原 正弘 "	" "	" 3640番地 "	" "	

○ 選舉管理委員会幹事

●佐賀県選舉管理委員会幹事

第一回参議院議員通常選挙の佐賀県選出議員選挙における立候補選出事務についてのこの説明会を次のように行なう。

平成十九年六月八日

佐賀県選舉管理委員会

幹事長 松 雄 二 男

一 田畠 平成十九年六月十五日 午前九時三十分

11 場所 佐賀県庁(田辺)

○ 公取扱い申拂

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年6月8日

取支等命令者

佐賀県警察本部警務部会計課長 森 勝 司

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

佐賀県警察遺失物管理システム 一式

2 入札参加資格及び条件

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受けがなされているものは除く。)でないこと。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受けがなされているものは除く。)でないこと。

(4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

(5) 当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。

(6) 佐賀県警察、佐賀県その他の官公庁が必要とする物品の賃貸借契約について、相当期間の実績を有する者であること。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、次の必要書類を平成19年7月4日(水)の17時までに、下記4の(1)の場所に提出(郵送での提出可)しなければならぬ

い。提出された書類を審査の上、入札参加資格を有すると認められたものに限り、入札の参加者とする。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(1) 入札参加届（入札参加届等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で提出すること。）

(2) 納入しようとする機器のメーカー名、品名及び型名を記載した一覧表

(3) 納入しようとする機器の機能を説明できる書類、カタログ等

(4) 保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができると確認することができる書類

(5) 官公庁との賃貸借契約の実績証明書

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

郵便番号840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号

佐賀県警察本部警務部会計課 用度係

電話 0952-24-1111 (内線2237)

FAX 0952-24-5972

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 公報登載日から平成19年7月4日(水)までの9時から17時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

イ 交付場所 (1)に同じ。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成19年7月19日(木) 13時30分

イ 場所 佐賀県警察本部別館1階入札室

(4) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに(3)のイの場所において行う。

(5) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号の規定に該当するときは免除する。

ウ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定に該当するときは免除する。

エ 落札者の決定方法

予定価格の範囲以内で有効な入札を行った者の中で、最低の価格をもつて申込みを行ったものを落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、直ちに入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。

オ 不落の場合

入札で不落となつた場合は、再度入札を行う。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者
 ヴ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ 法令又は入札に関する条件に違反した者

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 詳細は入札説明書による。

- (4) この契約は、1994年4月15日、マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be leased :
Lost Articles management computer system, 1 set
- (2) Lease period : from 1 November, 2007 through 31 October, 2013
- (3) Delivery place : the place that will be appointed in "Saga Prefectural Police" 1-1-16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan
- (4) Time limit for tender : 1:30 p.m. July 19, 2007 by direct delivery
- (5) A contact point for the notice : Finance Section, Police Administration, Department Saga Prefectural Police Headquarters, 1-1-16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan ;
Tel.0952-24-1111 Fax.0952-24-5972

申購
込読
料先

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年六月八日印
行者佐賀県知事古川康行

印刷定日
所毎週月
株古川総合
印刷曜日